

改定後	改定前
建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領 長野県建設部建築住宅課 1～2 【略】 3 快適トイレの仕様 （１）～（８） 【略】 （９）サニタリーボックス <u>（女性用トイレに必ず設置）</u> （１０）～（１１） 【略】 4 実施方法 ①～⑦ 【略】 ⑧ 設計変更の対象<u>として</u>は、<u>原則として</u>、工事場所毎に男女別で各１基ずつまでとする。 <u>ただし、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事施行要領（長野県建設部）」の規定により、発注者が指定した工事にあつては、この限りではない。</u> ⑨ 【略】 5～6 【略】 7 適用 本試行要領は、令和３年４月１日以降に起工起案する工事から適用する。 <u>本施行要領は、令和７年４月１日以降に起工起案する工事から適用する。</u>	建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領 長野県建設部建築住宅課 1～2 【略】 3 快適トイレの仕様 （１）～（８） 【略】 （９）サニタリーボックス <u>（女性用トイレに必ず設置）</u> （１０）～（１１） 【略】 4 実施方法 ①～⑦ 【略】 ⑧ 設計変更の対象<u>として</u>は、工事場所毎に男女別で各１基ずつまでとする。 ⑨ 【略】 5～6 【略】 7 適用 本試行要領は、令和３年４月１日以降に起工起案する工事から適用する。 <u>（新設）</u>